

伊勢市自動車の臨時運行許可事務取扱規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第6号

伊勢市自動車の臨時運行許可事務取扱規則

(趣旨)

第1条 この規則は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）及び道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、法第34条第2項（法第73条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく自動車の臨時運行の許可（以下「臨時運行の許可」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 臨時運行の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、臨時運行許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の規定による申請の際に、臨時運行の許可を受けようとする自動車について、次に掲げる書面を提示しなければならない。

- (1) 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に規定する自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書
- (2) 自動車検査証その他の申請に係る自動車を確認できる書類

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、必要と認めるときは、自動車運転免許証、住民票の写し等その他の申請者の住所を確認することができる書類の提示を求めることができる。

(許可証又は番号標の紛失等)

第3条 臨時運行の許可を受けた者（以下「臨時運行許可者」という。）は、法第35条第4項の規定により交付された臨時運行許可証（以下「許可証」という。）又は同項の規定により貸与された臨時運行許可番号標（以下「番号標」という。）を紛失したときは、直ちにその旨を紛

失した区域を管轄する警察署長に届け出なければならない。

- 2 臨時運行許可者は、許可証又は番号標を紛失し、又は番号標を著しく毀損したときは、紛失（毀損）届（様式第2号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

（実費弁償）

第4条 臨時運行許可者は、番号標を紛失したとき、又は著しく毀損したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を弁償しなければならない。

- (1) 1枚1組のもの 650円
- (2) 2枚1組のもの 1,300円

（番号標無効の告示）

第5条 市長は、第3条第2項の規定による届出（番号標の紛失に係るものに限る。）があったとき、又は臨時運行許可者が行方不明等になり番号標の回収が不可能となったときは、当該番号標の無効の告示を行うとともに、その旨を伊勢警察署長に通知する。

（補則）

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

臨時運行許可申請書

年 月 日

(宛先) 伊勢市長

次のとおり、臨時運行の許可を受けたいので申請します。

申請者の住所	
氏名 (名称)	①
電話番号	Tel () -
車 名	
形 状	1 乗用車 2 トラック(バンを含む。) 3 バス 4 その他()
運行の目的	継続検査 新規登録 新規検査 その他()のための回送
運行の経路	←————→
運行の期間	年 月 日から 年 月 日まで

※ 処 理 欄	許可番号標番号	有効期間	許可番号	保 険 証 確 認 済 印
		月 日から 月 日まで		
	手数料	返 納	弁 償 金	備考

※の欄には記入しないでください。

伊 勢 市

様式第2号（第3条関係）

紛失（毀損）届

年 月 日

（宛先）伊勢市長

住 所

氏 名

㊟

年 月 日に貸与されました

自動車臨時運行許可番号標 三重 ー 伊勢

自動車臨時運行許可証 第 号

を（紛失・毀損）いたしましたので、届出いたします。

（紛失の場合）また、発見した際は直ちに返納いたします。

紛失又は毀損をした日時

紛失又は毀損をした場所及び状況

（紛失の場合）遺失届（又は盗難届）をした警察署

届出年月日 年 月 日 受理年月日 年 月 日

警察署名 受理番号

伊勢市伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン懇談会規則をここに公布する。

平成29年 3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第7号

伊勢市伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン懇談会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第9条の規定に基づき、伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 懇談会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、委員のうちから、会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 懇談会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 懇談会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 懇談会の庶務は、情報戦略局企画調整課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

伊勢市市民公益活動促進委員会規則をここに公布する。

平成29年 3 月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 8 号

伊勢市市民公益活動促進委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第 2 号）

第 9 条の規定に基づき、伊勢市市民公益活動促進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第 2 条 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第 3 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 4 条 委員会の庶務は、環境生活部市民交流課において処理する。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市活性化活動事業補助金審査会規則をここに公布する。

平成29年 3 月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第9号

伊勢市活性化活動事業補助金審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第9条の規定に基づき、伊勢市活性化活動事業補助金審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審査会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審査会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審査会の庶務は、環境生活部市民交流課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

伊勢市予防接種健康被害調査委員会規則をここに公布する。

平成29年 3 月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第10号

伊勢市予防接種健康被害調査委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第9条の規定に基づき、伊勢市予防接種健康被害調査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、健康福祉部健康課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

伊勢市ケアプラン点検委員会規則をここに公布する。

平成29年 3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第11号

伊勢市ケアプラン点検委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）

第9条の規定に基づき、伊勢市ケアプラン点検委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、健康福祉部介護保険課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

伊勢市高齢者虐待防止対策委員会規則をここに公布する。

平成29年 3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第12号

伊勢市高齢者虐待防止対策委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第9条の規定に基づき、伊勢市高齢者虐待防止対策委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、健康福祉部地域包括ケア推進課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

伊勢市地域福祉計画推進委員会規則をここに公布する。

平成29年 3 月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第13号

伊勢市地域福祉計画推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第9条の規定に基づき、伊勢市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(部会)

第3条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を行う。
- 6 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

伊勢市老人ホーム入所判定委員会規則をここに公布する。

平成29年 3 月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第14号

伊勢市老人ホーム入所判定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）

第9条の規定に基づき、伊勢市老人ホーム入所判定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、健康福祉部高齢・障がい福祉課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

伊勢市避難行動要支援者避難支援対策会議規則をここに公布する。

平成29年 3 月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第15号

伊勢市避難行動要支援者避難支援対策会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第9条の規定に基づき、伊勢市避難行動要支援者避難支援対策会議（以下「対策会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 対策会議に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、会長が指名する委員をもって充てる。
- 4 会長は、会務を総理し、対策会議を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 対策会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 対策会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 対策会議の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 対策会議の庶務は、健康福祉部高齢・障がい福祉課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他対策会議の運営

に関し必要な事項は、会長が対策会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

伊勢市新産業創出支援事業審査委員会規則をここに公布する。

平成29年 3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第16号

伊勢市新産業創出支援事業審査委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第9条の規定に基づき、伊勢市新産業創出支援事業審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、産業観光部商工労政課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

伊勢市農村振興基本計画策定委員会規則をここに公布する。

平成29年 3 月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第17号

伊勢市農村振興基本計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第9条の規定に基づき、伊勢市農村振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、産業観光部農林水産課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

伊勢市農業振興地域整備促進協議会規則をここに公布する。

平成29年 3 月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第18号

伊勢市農業振興地域整備促進協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第9条の規定に基づき、伊勢市農業振興地域整備促進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 協議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、産業観光部農林水産課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

伊勢市人・農地プラン検討委員会規則をここに公布する。

平成29年 3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第19号

伊勢市人・農地プラン検討委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第9条の規定に基づき、伊勢市人・農地プラン検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、産業観光部農林水産課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

伊勢市地産地消の店認定委員会規則をここに公布する。

平成29年 3 月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第20号

伊勢市地産地消の店認定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第9条の規定に基づき、伊勢市地産地消の店認定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、産業観光部農林水産課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

伊勢市観光振興基本計画推進委員会規則をここに公布する。

平成29年 3 月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第21号

伊勢市観光振興基本計画推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第9条の規定に基づき、伊勢市観光振興基本計画推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(部会)

第3条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を行う。
- 6 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなけ

れば、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、産業観光部観光振興課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

伊勢市行政改革推進委員会設置条例施行規則等の一部を改正する規則を

ここに公布する。

平成29年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第22号

伊勢市行政改革推進委員会設置条例施行規則等の一部を改正する規則

(伊勢市行政改革推進委員会設置条例施行規則の一部改正)

第1条 伊勢市行政改革推進委員会設置条例施行規則(平成17年伊勢市規則第5号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊勢市行政改革推進委員会規則

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「伊勢市行政改革推進委員会設置条例(平成17年伊勢市条例第17号)第7条」を「伊勢市附属機関条例(平成29年伊勢市条例第2号)第9条」に改め、「という。)」の次に「の組織及び運営」を加える。

第3条を削る。

第2条第3項を削り、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項中「その旨」を「その旨を」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

第2条第4項中「出席委員の過半数でこれを」を「委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(会長及び副会長)

第2条 委員会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

第4条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「定めるもののほか、」の次に「議事の手続その他」を加え、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、情報戦略局情報調査室において処理する。

(伊勢市施設類型別計画検討委員会規則の一部改正)

第2条 伊勢市施設類型別計画検討委員会規則（平成28年伊勢市規則第56号）の一部を次のように改正する。

第1条中「伊勢市施設類型別計画検討委員会条例（平成28年伊勢市条例第24号。以下「条例」という。）第5条」を「伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第9条」に改める。

第3条第2項中「委員の」を「委員及び議事に関係のある臨時委員の」に改め、同条第3項中「委員で」を「委員及び議事に関係のある臨時委員で」に改める。

(伊勢市まち・ひと・しごと創生会議規則の一部改正)

第3条 伊勢市まち・ひと・しごと創生会議規則（平成28年伊勢市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「伊勢市まち・ひと・しごと創生会議条例（平成28年伊勢市条例第1号）第5条」を「伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第9条」に改める。

第3条第2項中「委員」の次に「及び議事に関係のある臨時委員」を加え、同条第3項中「会議に出席した委員」を「委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したもの」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
(伊勢市行政改革推進委員会設置条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）附則第2条の規定による廃止前の伊勢市行政改革推進委員会設置条例（平成17年伊勢市条例第17号）第4条第1項の規定により定められた伊勢市行政改革推進委員会の会長である者は、この規則の施行の日に、第1条の規定による改正後の伊勢市行政改革推進委員会設置条例施行規則第2条第1項の規定により、伊勢市行政改革推進委員会の会長として定められたものとみなす。
(伊勢市施設類型別計画検討委員会規則の一部改正に伴う経過措置)
- 3 この規則の施行の際現に第2条の規定による改正前の伊勢市施設類型別計画検討委員会規則第2条第1項の規定により定められた伊勢市施設類型別計画検討委員会の委員長又は副委員長である者は、それぞれ、この規則の施行の日に、第2条の規定による改正後の伊勢市施設類型別計画検討委員会規則第2条第1項の規定により、伊勢市施設類型別計画検討委員会の委員長又は副委員長として定められたものとみなす。
(伊勢市まち・ひと・しごと創生会議規則の一部改正に伴う経過措置)
- 4 この規則の施行の際現に第3条の規定による改正前の伊勢市まち・ひと・しごと創生会議規則第2条第1項の規定により定められた伊勢市まち・ひと・しごと創生会議の会長又は副会長である者は、それぞれ、この規則の施行の日に、第3条の規定による改正後の伊勢市まち・ひと・しごと創生会議規則第2条第1項の規定により、伊勢市まち・ひと・しごと創生会議の会長又は副会長として定められたものとみなす。

伊勢市子ども家庭支援ネットワーク規則をここに公布する。

平成29年 3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第23号

伊勢市子ども家庭支援ネットワーク規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市子ども家庭支援ネットワーク条例（平成29年伊勢市条例第4号）第10条の規定に基づき、伊勢市子ども家庭支援ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 ネットワークに、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、ネットワークを代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(要保護児童対策調整機関)

第3条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2第4項の規定により、健康福祉部こども課を要保護児童対策調整機関として指定する。

(委員会議)

第4条 ネットワークの所掌事務の処理（実務者会議及び個別ケース検討会議の取扱いに係る事項を除く。）は、委員の全員の会議（以下この条において「委員会議」という。）の議決によるものとする。

2 委員会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

3 委員会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開き、議決することができない。

4 委員会議の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(実務者会議)

第5条 実務者会議の会議は、健康福祉部こども課長（以下この条において「こども課長」という。）が招集する。この場合において、こども課長は、会議の目的の事項に応じて必要があると認めるときは、出席を求める関係機関等を指定して招集することができる。

2 関係機関等は、こども課長に対し、会議の目的の事項を示して、会議の招集を求めることができる。

（個別ケース検討会議）

第6条 前条の規定は、個別ケース検討会議の会議について準用する。

（庶務）

第7条 ネットワークの庶務は、健康福祉部こども課において処理する。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、ネットワークの運営に関し必要な事項は、会長がネットワークに諮って定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

伊勢市障害者施策推進協議会規則をここに公布する。

平成29年 3 月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第24号

伊勢市障害者施策推進協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市障害者施策推進協議会条例（平成29年伊勢市条例第5号）第8条の規定に基づき、伊勢市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(部会)

第3条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を行う。
- 6 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、健康福祉部高齢・障がい福祉課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

伊勢市都市計画審議会規則をここに公布する。

平成29年 3 月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第25号

伊勢市都市計画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市都市計画審議会条例（平成17年伊勢市条例第157号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、伊勢市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の組織、所掌事務及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、条例第2条に規定するもののほか、伊勢市景観規則（平成21年伊勢市規則第24号）第16条ただし書の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(常務委員会の組織等)

第3条 常務委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、当該常務委員会に属する委員の互選により定める。

- 2 委員長は、当該常務委員会の事務を掌理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。
- 4 審議会は、その定めるところにより、常務委員会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
- 5 常務委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 6 常務委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 7 常務委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

伊勢市防犯推進協議会規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

平成29年 3 月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第26号

伊勢市防犯推進協議会規則の一部を改正する等の規則

(伊勢市防犯推進協議会規則の一部改正)

第1条 伊勢市防犯推進協議会規則(平成17年伊勢市規則第96号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第4項」を「第6条」に改める。

第2条を次のように改める。

(会長及び副会長)

第2条 協議会に、会長及び副会長2人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから、会長が指名する。

4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の定める順序により、その職務を行う。

第3条から第7条までを削る。

第8条第1項中「(以下「会議」という。)」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

第8条第3項中「会議」を「協議会」に、「出席者」を「委員で会議に出席したもの」に改め、同条を第3条とし、第9条を第4条とする。

第10条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に」を「議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って」に改め、同条を第5条とする。

(いせ市民活動センター条例施行規則の一部改正)

第2条 いせ市民活動センター条例施行規則（平成17年伊勢市規則第100号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（選定委員会の設置）

第2条 伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年伊勢市条例第59号）第4条の3第1項の規定により、いせ市民活動センター（以下「センター」という。）に係る指定管理者選定委員会として、いせ市民活動センター指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

第4条第1項中「を置く」を「1人を置き、委員の互選により定める」に改める。

第5条第2項中「開くことができない」を「開き、議決することができない」に改め、同条第3項中「出席委員」を「委員で会議に出席したものに」改める。

第6条の見出しを「(選定委員会の庶務)」に改める。

第7条を第20条とし、第6条の次に次の13条を加える。

（選定委員会への委任）

第7条 第2条から前条までに定めるもののほか、議事の手続その他選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

（利用の登録）

第8条 条例第9条第2項の規定により南館の利用の登録（以下「登録」という。）を受けようとする者は、登録申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による登録申請書の提出があったときは、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を

登録簿に登録しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（団体にあつては、名称及び所在地並びに代表者の氏名）
- (2) 活動目的及び活動内容
- (3) 登録年月日及び登録番号

3 指定管理者は、前項の規定により登録をしたときは、登録決定通知書により当該登録申請書を提出した者（次条第2項において「登録申請者」という。）に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第9条 指定管理者は、登録申請書の重要な事項について虚偽の記載があるときは、その登録を拒否することができる。

2 指定管理者は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

（変更の届出）

第10条 登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、第8条第2項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があつたときは、速やかに、その旨を指定管理者に届け出なければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による届出があつたときは、届出があつた事項を登録簿に登録しなければならない。

（利用の廃止等の届出）

第11条 登録者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、速やかに、その旨を指定管理者に届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 団体が解散した場合 その団体の代表者であつた者
- (3) 南館の利用を廃止する場合 登録者

2 登録者が前項第1号若しくは第2号に該当するに至ったとき、又は前項第3号の規定により利用の廃止の届出があったときは、登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第12条 指定管理者は、条例第10条の規定により登録を取り消したとき、又は前条の規定により登録がその効力を失ったときは、当該登録者の登録を抹消しなければならない。

(利用許可の申請)

第13条 条例第11条第1項の規定によりセンターの利用の許可を受けようとする者は、あらかじめ利用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(利用の許可)

第14条 指定管理者は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その利用目的及び内容を審査し、適当と認めたときは、利用許可書を当該申請書を提出した者に交付する。

(利用の変更又は取消し)

第15条 センターの利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、許可を受けた事項を変更し、又は利用の許可の取消しを受けようとするときは、あらかじめ利用変更許可申請書又は利用取消承認申請書に利用許可書を添えて指定管理者に提出し、当該許可又は承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、利用変更許可書又は利用許可取消通知書を当該申請書を提出した者に交付する。

(損傷等の届出)

第16条 利用者その他センターを利用する者（次条において「利用者等」

という。)は、センターの施設又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、施設等損傷(滅失)届を指定管理者に提出しなければならない。

(遵守事項)

第17条 利用者等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 収容定員を超えて入場させないこと。
- (2) 利用の許可を受けていない施設、設備、及び附属器具を利用しないこと。
- (3) 壁、柱又は窓等に張り紙をし、又はくぎ類を打ち込まないこと。
- (4) 指定場所以外で火気を利用しないこと。
- (5) 危険物又は不潔物を持ち込まないこと。
- (6) 所定の場所以外で喫煙しないこと。
- (7) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (8) 指定管理者の指示に従うこと。

(係員の立入り)

第18条 利用者は、係員が職務遂行のため利用中の場所に立ち入ることを拒むことができない。

(登録申請書等の様式)

第19条 登録申請書その他条例及びこの規則の施行のために必要な書類の様式は、別に定める。

(伊勢市男女共同参画審議会規則の一部改正)

第3条 伊勢市男女共同参画審議会規則(平成19年伊勢市規則第26号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「第18条第6項」を「第18条第7項」に、「手続き」を「手続」に改める。

第2条第1項中「会長1人」を「、会長」に、「定めるものとする」を「定める」に改める。

第3条第2項を次のように改める。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

第3条第3項中「出席委員」を「委員で会議に出席したもの」に改める。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

(伊勢市休日・夜間応急診療所条例施行規則の一部改正)

第4条 伊勢市休日・夜間応急診療所条例施行規則（平成17年伊勢市規則第109号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「委員」の次に「及び臨時委員」を加える。

第7条第2項中「委員の」を「委員及び議事に関係のある臨時委員の」に、「開くことができない」を「開き、議決することができない」に改め、同条第3項中「会議」を「運営委員会」に、「出席委員」を「委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したもの」に改め、同条第4項中「議事」を「会議」に改める。

(伊勢市地域包括ケア推進協議会規則の一部改正)

第5条 伊勢市地域包括ケア推進協議会規則（平成28年伊勢市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条」を「第8条」に改める。

(伊勢市ハートプラザみその条例施行規則の一部改正)

第6条 伊勢市ハートプラザみその条例施行規則（平成17年伊勢市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第1条の2を削る。

(伊勢市福祉健康センター条例施行規則の一部改正)

第7条 伊勢市福祉健康センター条例施行規則（平成18年伊勢市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（伊勢市ひまわりの定員）

第2条 伊勢市ひまわりの定員は、20人とする。

第14条第1項中「及び伊勢老人福祉センターの」を「、伊勢老人福祉センター及び伊勢市ひまわりの」に、「伊勢市身体障害者福祉センター及び伊勢老人福祉センターに」を「これらの施設に」に改める。

（伊勢市デイサービスセンター条例施行規則の一部改正）

第8条 伊勢市デイサービスセンター条例施行規則（平成18年伊勢市規則第39号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊勢市みなとふれあいセンター条例施行規則

第1条中「伊勢市デイサービスセンター条例」を「伊勢市みなとふれあいセンター条例」に改める。

第1条の2を削る。

第2条第1項中「条例第3条に規定する施設」を「伊勢市みなとふれあいセンター（以下「センター」という。）」に改める。

（伊勢市福祉施設指定管理者選定委員会規則の一部改正）

第9条 伊勢市福祉施設指定管理者選定委員会規則（平成22年伊勢市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年伊勢市条例第59号）第4条の3第1項の規定により、次に掲げる施設に係る指定管理者選定委員会として、伊勢市福祉施設指定

管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

- (1) 伊勢市福祉健康センター（伊勢市中央児童センター、伊勢市中央保健センター及び伊勢市休日・夜間応急診療所を除く。）
- (2) 伊勢市ハートプラザみその
- (3) 伊勢市みなとふれあいセンター
- (4) 伊勢市児童館（伊勢市あさま児童センター及び伊勢市黒瀬児童センターを除く。）
- (5) 伊勢市放課後児童健全育成施設
- (6) 伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター

第2条を削る。

第3条第1項中「を置く」を「1人を置き、委員の互選により定める」に改め、同条を第2条とする。

第4条第1項中「市長」を「委員長」に改め、同条第2項中「開くことができない」を「開き、議決することができない」に改め、同条第3項中「出席委員」を「委員で会議に出席したもの」に改め、同条を第3条とし、第5条を第4条とする。

第6条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「必要な事項は、市長が別に」を「議事の手続その他選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って」に改め、同条を第5条とする。

(伊勢市児童館条例施行規則の一部改正)

第10条 伊勢市児童館条例施行規則（平成18年伊勢市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第1条の2を削る。

(伊勢市放課後児童健全育成施設条例施行規則の一部改正)

第11条 伊勢市放課後児童健全育成施設条例施行規則（平成18年伊勢市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第1条の2を削る。

(伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター条例施行規則の一部改正)

第12条 伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター条例施行規則（平成18年伊勢市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(苦情の解決)

第2条 市長は、伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター（以下「センター」という。）の事業に関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、センターに苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 指定管理者は、前項の窓口の設置に関し、苦情解決責任者及び苦情受付担当者の設置、利用者等への周知その他の必要な措置を講ずることにより、苦情の適切な解決に努めなければならない。

3 指定管理者は、受け付けた苦情、その改善状況その他必要な事項を市長に報告するものとする。

第3条中「伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター」を「センター」に改める。

(伊勢市労働福祉会館条例施行規則の一部改正)

第13条 伊勢市労働福祉会館条例施行規則（平成17年伊勢市規則第127号）の一部を次のように改正する。

第11条の次に次の5条を加える。

(運営委員会の委員長及び副委員長)

第12条 伊勢市労働福祉会館運営委員会（以下「運営委員会」という。）に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員

長が欠けたときは、その職務を行う。

(運営委員会の会議)

第13条 運営委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 運営委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営委員会の庶務)

第14条 運営委員会の庶務は、産業観光部商工労政課において処理する。

(運営委員会への委任)

第15条 前3条に定めるもののほか、議事の手続その他運営委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が運営委員会に諮って定める。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、会館の管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(伊勢市産業支援センター条例施行規則の一部改正)

第14条 伊勢市産業支援センター条例施行規則（平成24年伊勢市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第22条を第26条とし、第21条の次に次の4条を加える。

(運営協議会の会長及び副会長)

第22条 伊勢市産業支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(運営協議会の会議)

第23条 運営協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 運営協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 運営協議会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営協議会の庶務)

第24条 運営協議会の庶務は、産業観光部商工労政課において処理する。

(運営協議会への委任)

第25条 前3条に定めるもののほか、議事の手続その他運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営協議会に諮って定める。

(伊勢市自転車等駐車対策協議会規則の一部改正)

第15条 伊勢市自転車等駐車対策協議会規則（平成25年伊勢市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第3項」を「第20条」に改める。

第2条及び第3条を削り、第4条を第2条とする。

第5条第1項中「(以下「会議」という。)」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

第5条第3項中「会議」を「協議会」に、「出席委員」を「委員で会議に出席したもの」に改め、同条第4項を削り、同条を第3条とし、第6条を第4条とする。

第7条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「会議の運営に」を「協議会の運営に関し」に改め、同条を第5条とする。

(伊勢市営住宅管理条例施行規則の一部改正)

第16条 伊勢市営住宅管理条例施行規則（平成17年伊勢市規則第140号）

の一部を次のように改正する。

第33条の2を次のように改める。

(選考委員会の委員長及び副委員長)

第33条の2 伊勢市営住宅入居者選考委員会（以下「選考委員会」という。）に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、選考委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

第33条の2の次に次の3条を加える。

(選考委員会の会議)

第33条の3 選考委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 選考委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(選考委員会の庶務)

第33条の4 選考委員会の庶務は、都市整備部建築住宅課において処理する。

(選考委員会への委任)

第33条の5 前3条に定めるもののほか、議事の手続その他選考委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選考委員会に諮って定める。

(伊勢市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第17条 伊勢市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年伊勢市規則第141号）の一部を次のように改正する。

第22条の2を削る。

(伊勢市小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第18条 伊勢市小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成23年伊勢市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第11条を次のように改める。

第11条 削除

様式第2号中「平成23年伊勢市規則第 号」を「平成23年伊勢市規則第44号」に、「伊勢市岩淵1丁目7番29号」を「伊勢市岩淵1丁目7番29号」に改める。

(伊勢市営住宅等指定管理者選定委員会規則の一部改正)

第19条 伊勢市営住宅等指定管理者選定委員会規則（平成23年伊勢市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(設置)

第1条 伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年伊勢市条例第59号）第4条の3第1項の規定により、次に掲げる施設に係る指定管理者選定委員会として、伊勢市営住宅等指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

- (1) 伊勢市営住宅管理条例（平成17年伊勢市条例第163号）第2条第1号に規定する市営住宅及び同条第2号に規定する共同施設
- (2) 伊勢市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年伊勢市条例第164号）第2条第1号に規定する特定公共賃貸住宅
- (3) 伊勢市小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年伊

勢市条例第165号) 第2条第4号に規定する改良住宅
第2条第2項を削る。

第3条第1項中「副委員長」の次に「1人」を加える。

第4条第1項中「市長」を「委員長」に改め、同条第2項中「開くことができない」を「開き、議決することができない」に改め、同条第3項中「出席委員」を「委員で会議に出席したもの」に改める。

第6条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「必要な事項は、市長が別に」を「議事の手続その他選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って」に改める。

(伊勢市離宮の湯条例施行規則の一部改正)

第20条 伊勢市離宮の湯条例施行規則(平成18年伊勢市規則第52号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(選定委員会の設置)

第2条 伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年伊勢市条例第59号)第4条の3第1項の規定により、伊勢市離宮の湯(以下「浴場」という。)に係る指定管理者選定委員会として、伊勢市離宮の湯指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を置く。

第3条第2項を削る。

第4条の見出しを「(選定委員会の委員長及び副委員長)」に改め、同条第1項中「を置く」を「1人を置き、委員の互選により定める」に改める。

第5条の見出しを「(選定委員会の会議)」に改め、同条第2項中「開くことができない」を「開き、議決することができない」に改め、同条第3項中「出席委員」を「委員で会議に出席したもの」に改める。

第6条の見出しを「(選定委員会の庶務)」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(選定委員会への委任)

第6条の2 第2条から前条までに定めるもののほか、議事の手続その他選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

第7条中「伊勢市離宮の湯(以下「浴場」という。)」を「浴場」に改める。

(伊勢市奨学金支給条例施行規則の廃止)

第21条 伊勢市奨学金支給条例施行規則(平成17年伊勢市規則第149号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(伊勢市産業支援センター条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この規則の施行の際現に伊勢市産業支援センター運営協議会規程及び伊勢市営住宅入居者選考委員会規程を廃止する訓令(平成29年伊勢市訓令第2号)の規定による廃止前の伊勢市産業支援センター運営協議会規程(平成20年伊勢市訓令第7号)第3条第1項の規定により定められた伊勢市産業支援センター運営協議会の委員長又は副委員長である者は、それぞれ、この規則の施行の日に、第14条の規定による改正後の伊勢市産業支援センター条例施行規則第22条第1項の規定により、伊勢市産業支援センター運営協議会の会長又は副会長として定められたものとみなす。

(伊勢市営住宅管理条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

3 この規則の施行の際現に伊勢市産業支援センター運営協議会規程及び

伊勢市営住宅入居者選考委員会規程を廃止する訓令の規定による廃止前の伊勢市営住宅入居者選考委員会規程（平成17年伊勢市訓令第38号）第4条第2項の規定により定められた伊勢市営住宅入居者選考委員会の委員長又は副委員長である者は、それぞれ、この規則の施行の日に、第16条の規定による改正後の伊勢市営住宅管理条例施行規則第33条の2第1項の規定により、伊勢市営住宅入居者選考委員会の委員長又は副委員長として定められたものとみなす。

伊勢市民生委員推薦会規則をここに公布する。

平成29年 3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第27号

伊勢市民生委員推薦会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、民生委員法施行令（昭和23年政令第226号）第7条の規定に基づき、伊勢市民生委員推薦会（以下「推薦会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 推薦会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 民生委員
- (2) 社会福祉事業に従事する者
- (3) 市内の社会福祉関係団体の代表者
- (4) 教育関係者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 学識経験のある者

(会議の非公開)

第3条 推薦会の会議は、公開しない。

(秘密保持義務)

第4条 委員、幹事及び書記は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、推薦会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

伊勢市総合計画審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第28号

伊勢市総合計画審議会規則の一部を改正する規則

伊勢市総合計画審議会規則（平成28年伊勢市規則第55号）の一部を次のように改正する。

第1条中「伊勢市総合計画審議会条例（平成26年伊勢市条例第3号。以下「条例」という。）第6条」を「伊勢市総合計画条例（平成29年伊勢市条例第8号）第9条」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

伊勢市障がい者就労支援施設条例施行規則を廃止する規則をここに公布
する。

平成 29 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 29 号

伊勢市障がい者就労支援施設条例施行規則を廃止する規則

伊勢市障がい者就労支援施設条例施行規則(平成 23 年伊勢市規則第 8 号)
は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 30 号

伊勢市市税条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市市税条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条の次に次の 1 条を加える。

（軽自動車税の課税免除）

第 12 条の 2 条例第 81 条に規定する商品であって使用しない軽自動車等とは、商品であって次の各号のいずれかに該当する軽自動車等をいう。

- (1) 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 60 条又は第 97 条の 3 に規定する車両番号を指定されていない軽自動車及び 2 輪の小型自動車
- (2) 条例第 91 条第 1 項に規定する標識の交付を受けていない原動機付自転車又は小型特殊自動車

第 14 条第 2 項本文中「専ら身体障害者等の通学、通院、通所若しくは生業（以下「通学等」という。）のために運転される軽自動車等とする」を「次に掲げるものとする」に改め、同項ただし書中「道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 58 条第 1 項」を「身体障害者等が他に自動車を所有している場合において当該他の自動車につき自動車税の減免を受けているとき及び道路運送車両法第 58 条第 1 項」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 前項第 1 号又は第 2 号に該当する者が所有し、かつ、使用する軽自動車等（当該者が法第 442 条の 2 第 2 項の規定により軽自動車の所有者とみなされる場合の軽自動車等を含む。以下この項において同じ。）で、前項第 1 号又は第 2 号に該当するものが運転するもの
- (2) 身体障害者等が所有し、かつ、使用する軽自動車等で、専ら当該身体障害者等の通学、通院、通所若しくは生業のために当該身体障害者等と生計を一にする者（当該身体障害者が住居を離れて施設に入所し

ている場合を除き、同じ住所に居住するものに限る。次号において同じ。) が運転するもの

- (3) 前項第 1 号に該当する者（年齢が 18 歳未満のものに限る。）又は同項第 3 号若しくは第 4 号に該当する者（以下この号においてこれらを「第 1 号等該当者」という。）と生計を一にする者（以下この号において「生計同一者」という。）が所有し、かつ、第 1 号等該当者又は生計同一者が使用する軽自動車等で、専ら第 1 号等該当者の通学、通院、通所又は生業のために生計同一者が運転するもの
- (4) 身体障害者等のみで構成される世帯に属する身体障害者等が所有し、かつ、使用する軽自動車等で、専ら当該身体障害者等の通学、通院、通所又は生業のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもの

第 14 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 条例第 90 条第 1 項第 2 号に規定するその構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等とは、車椅子の昇降装置、固定装置若しくは浴槽を装着する等特別の仕様により製造され、又は同種の構造変更が加えられた軽自動車等で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、これらの装置等が容易に取り外し、又は収納することが可能で、一般の軽自動車等として使用可能なものは除くものとする。

- (1) 介護に関する事業を行う者が使用し、専ら当該装置等を利用する必要がある不特定多数の者のために供されている軽自動車等
- (2) 専ら当該装置等を利用する必要がある特定の者のために供されている軽自動車等（当該特定の者 1 人につき 1 台に限る。）

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市職員の給与の支給に関する規則及び伊勢市職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 31 号

伊勢市職員の給与の支給に関する規則及び伊勢市職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

(伊勢市職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市職員の給与の支給に関する規則(平成17年伊勢市規則第27号)の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

(平成29年改正条例附則第 2 項の規定が適用される間の読替え)

3 平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日までの間は、第 6 条第 1 項中「条例第11条第 1 項」とあるのは、「伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例(平成29年伊勢市条例第 9 号)附則第 2 項の規定により読み替えられた条例第11条第 1 項」とする。

別記様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改め、同様式注 4 中「記入してください」を「記入すること」に改め、同様式注 5 中「申請は、事実の発生」を「申請書は、事実の発生した日」に、「提出してください」を「提出すること」に改める。

(伊勢市職員の住居手当に関する規則の一部改正)

第 2 条 伊勢市職員の住居手当に関する規則(平成17年伊勢市規則第30号)の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

(平成29年改正条例附則第 2 項の規定が適用される間の読替え)

第 9 条 平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日までの間は、第 2 条第 2 号中「条例第11条第 1 項」とあるのは、「伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例(平成29年伊勢市条例第 9 号)附則第 2 項の規定により読み替えられた条例第11条第 1 項」とする。

別記様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、「職員の住居手当に関

する規則」を「伊勢市職員の住居手当に関する規則」に、「届けます」を「届けます。」に、「住居への入居日」を「住宅への入居日」に、

「 氏名 いない 氏名

本人 扶養親族 共同名義人が

() いる

続柄 「 本人

を 共同名義人が

()」 扶養親族 氏名 ()

いない

に、「含まれている」

いる 氏名 続柄 ()」

を「含まれている。(」に、「確認する」を「確認する。」に、「住居届の」を「届出の」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
(伊勢市職員の給与の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にある第 1 条の規定による改正前の伊勢市職員の給与の支給に関する規則に定める様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
(伊勢市職員の住居手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 3 この規則の施行の際現にある第 2 条の規定による改正前の伊勢市職員の住居手当に関する規則に定める様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則を

ここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第32号

伊勢市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市長の資産等の公開に関する条例施行規則（平成17年伊勢市規則第172号）の一部を次のように改正する。

様式第2号を次のように改める。

年 月 日

所得等報告書

伊勢市長



区 分		所得金額	基因となった事実
総 合 課 税	事業所得	円	
	不動産所得		
	利子所得		
	配当所得		
	給与所得		
	雑所得		
	譲渡所得		
	一時所得		
分 離 課 税	土地等の事業・雑所得		
	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		
	一般株式等の 事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の 事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の 利子・配当所得		
	先物取引の 事業・譲渡・雑所得		
山林所得			

受贈財産の課税価額	円
-----------	---

(注) 基因となった事実の欄には、それぞれの所得金額が100万円を超えるものについてその基因となった事実を記入する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

伊勢市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第33号

伊勢市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市営住宅管理条例施行規則（平成17年伊勢市規則第140号）の一部を次のように改正する。

別表第1 やすらぎ団地の項中「20」を「16」に改め、同表西団地の項中「〃 二見町西138番地1」を「〃 二見町西138番地3」に改め、同表横世古住宅の項を次のように改める。

横世古住宅	昭和30年	〃 小俣町元町 792 番地	ブロック造平屋建	12
-------	-------	----------------	----------	----

別表第2 宮中横団地駐車場の項を次のように改める。

宮中横団地駐車場	伊勢市浦口4丁目32番36号	18区画
	伊勢市浦口4丁目32番37号	

別表第2 朝熊第3団地駐車場の項中「伊勢市朝熊町2654番地」を「伊勢市朝熊町2657番地1」に改め、同表黒瀬第1団地駐車場の項中「伊勢市黒瀬町1736番地1」を「伊勢市黒瀬町1717番地1」に改め、同表黒瀬第3団地駐車場の項中「伊勢市黒瀬町1721番地1」を「伊勢市黒瀬町1717番地1」に改め、同表一之木団地駐車場の項中「伊勢市一之木5丁目10番17号」を「伊勢市一之木5丁目824番3号」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第34号

伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(伊勢市事務分掌規則の一部改正)

第1条 伊勢市事務分掌規則(平成19年伊勢市規則第8号)の一部を次のように改正する。

第3条の表危機管理部の部危機管理課の項中「危機管理係 防災係」を「防災危機管理係」に改め、同表環境生活部の部人権政策課の項中「管理係 人権啓発係」を「人権政策係」に改め、同表健康福祉部の部こども課の項の次に次のように加える。

こども発達支援室 発達支援係

第3条の表産業観光部の部に次のように加える。

国体推進課 総務企画係 競技運営係 宿泊輸送係

第3条の表都市整備部の部建築住宅課の項中「住宅係」を「住宅係 空家対策係」に改める。

第5条の表総務部の部管財契約課の款庁舎管理係の項中第13号から第15号までを次のように改める。

(13) 本庁舎の管理に関すること。

(14) 車両の保全及び損害保険(他の所管に属するものを除く。)に関すること。

(15) 車庫の管理(他の所管に属するものを除く。)に関すること。

第5条の表総務部の部管財契約課の款庁舎管理係の項中第16号から第25号までを削り、同部課税課の款税務係の項中第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、同項第12号中「賦課徴収」を「賦課」に改め、同号を同項第13号とし、同項中第6号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 住宅用家屋証明の交付に関すること。

第5条の表危機管理部の部危機管理課の款危機管理系の項を削り、同
款防災系の項中「防災係」を「防災危機管理係」に改め、同項第10号及
び第11号を次のように改める。

(10) 国民の保護に関すること。

(11) 危機管理に関すること。

第5条の表危機管理部の部危機管理課の款防災危機管理系の項第12号
及び第13号を削り、同款防犯系の項中第6号を第7号とし、第5号の次
に次の1号を加える。

(6) 不当要求に関すること。

第5条の表危機管理部の部危機管理課の款防犯系の項に次の3号を加
える。

(8) 課の庶務に関すること。

(9) 部の庶務に関すること。

(10) 部内の調整に関すること。

第5条の表環境生活部の部市民交流課の款市民交流系の項中第7号を
削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、
同款地域自治推進系の項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号
を加える。

(5) 広報紙の配布に関すること。

第5条の表環境生活部の部人権政策課の款管理系の項を次のように改
める。

人権政策係

(1) 人権施策の総合企画及び調整に関すること。

(2) 人権啓発に関すること。

(3) 同和問題その他の人権問題の解決を図るための事業の推進に
関すること。

- (4) 人権問題に関する調査研究に関すること。
- (5) 人権施策審議会に関すること。
- (6) 人権施策推進協議会に関すること。
- (7) 隣保館その他課の所管に属する施設に関すること。
- (8) 非核・平和に関すること。
- (9) その他人権施策に関すること。

第5条の表環境生活部の部人権政策課の款人権啓発係の項を削り、同表健康福祉部の部こども課の款こども家庭相談センターの項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を削り、第6号を第4号とし、同項に次の1号を加える。

- (5) その他要保護児童に関すること。

第5条の表健康福祉部の部こども課の款の次に次のように加える。

こども発達支援室

発達支援係

- (1) 児童の発達支援に関すること。
- (2) 心身障害児通園施設に関すること。

第5条の表産業観光部の部観光振興課の款スポーツイベント係の項第1号を次のように改める。

- (1) 集客スポーツイベントに関すること。

第5条の表産業観光部の部観光振興課の款スポーツイベント係の項第2号を削り、同部観光誘客課の款観光誘客係の項を次のように改める。

観光誘客係

- (1) 国内観光客の誘客に関すること。
- (2) 外国人観光客の誘客に関すること。
- (3) スポーツ誘客に関すること。
- (4) 誘客に係る広域的な連携に関すること。

第5条の表産業観光部の部に次のように加える。

国体推進課

総務企画係

- (1) 平成30年度全国高等学校総合体育大会（以下「高校総体」という。）の企画及び調整に関する事。
- (2) 第76回国民体育大会及び第21回全国障害者スポーツ大会（以下「国民体育会等」という。）の企画及び調整に関する事。

競技運営係

- (1) 高校総体の競技運営に関する事。
- (2) 国民体育大会等の競技運営に関する事。

宿泊輸送係

- (1) 高校総体に係る宿泊及び輸送に関する事。
- (2) 国民体育大会等に係る宿泊及び輸送に関する事。

第5条の表都市整備部の部建築住宅課の款住宅係の項の次に次のように加える。

空家対策係

- (1) 空家等対策の企画及び調整に関する事。
- (2) その他空家等対策に関する事。

第9条の次に次の1条を加える。

(理事)

第9条の2 市の重要政策に関して部等の事務の執行の統一を図り、又は市の機関相互の調整を図るため特に必要があるときは、理事を置くことができる。

2 理事は、市長及び副市長の命を受けて、市の重要政策に関する事務を掌理する。

第10条を次のように改める。

(部理事等)

第10条 必要があるときは、部等に部理事又は局理事（以下「部理事等」という。）を置くことができる。

2 部理事等は、市長及び副市長の命を受けて、当該部等の所掌事務のうち特定の事務を掌理し、当該事務を処理する職員を指揮監督する。

第25条中「健康福祉部こども課」を「健康福祉部こども発達支援室」に改める。

(伊勢市職員の退職管理に関する規則の一部改正)

第2条 伊勢市職員の退職管理に関する規則（平成28年伊勢市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第4条中第17号を第18号とし、第3号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 部理事又は局理事

(伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則の一部改正)

第3条 伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則（平成18年伊勢市規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1の8級の項を次のように改める。

8級	1 会計管理者の職務
	2 理事の職務
	3 部理事又は局理事の職務
	4 議会事務局長の職務
	5 消防長の職務

(伊勢市職員管理職手当支給に関する規則の一部改正)

第4条 伊勢市職員管理職手当支給に関する規則（平成17年伊勢市規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表市長の事務部局の項中「及び理事」を「、理事並びに部理事及び

局理事」に改め、同表教育委員会の事務局及び教育機関の項中「課長」の次に「、室長」を加える。

(伊勢市公印規則の一部改正)

第5条 伊勢市公印規則（平成17年伊勢市規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表出納員印の項中

各支所 長	12
----------	----

を

各支所 長	9
----------	---

に、

「

こども課の所管事務に係る諸収入金の収納	こども課 長	15
---------------------	-----------	----

を

「

こども課の所管事務に係る諸収入金の収納	こども課 長	15
こども発達支援室の所管事務に係る諸収入金の収納	こども発達支援室 長	2

に、

「

観光誘客課の所管事務に係る諸収入金の収納	観光誘客 課長	1
----------------------	------------	---

を

「

観光誘客課の所管事務に係る諸収入金の収納	観光誘客課長	1
国体推進課の所管事務に係る諸収入金の収納	国体推進課長	1

に改める。

」

(伊勢市会計規則の一部改正)

第6条 伊勢市会計規則（平成17年伊勢市規則第42号）の一部を次のように改正する。

別表健康福祉部の部こども課の項中「おおぞら児童園長」を削り、同項の次に次のように加える。

こども発達推進室長	室長	こども発達推進室の所管事務に係る諸収入金の収納	こども発達支援室員 おおぞら児童園長
-----------	----	-------------------------	-----------------------

別表産業観光部の部観光誘客課の項の次に次のように加える。

国体推進課	課長	国体推進課の所管事務に係る諸収入金の収納	国体推進課員
-------	----	----------------------	--------

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

伊勢市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第35号

伊勢市介護保険規則の一部を改正する規則

伊勢市介護保険規則（平成17年伊勢市規則第83号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「省令第97条の2第1項」を「省令第97条の2の3第1項」に改める。

第22条の3第1項中「又は省令第97条の2第1項」を「（省令第97条の2の4において準用する場合を含む。）」に改め、同条第2項中「省令第83条の4の4第2項」の次に「（省令第97条の2の4において準用する場合を含む。）」を、「様式第23号の5」の次に「又は様式第23号の6」を加える。

様式第17号を次のように改める。

様式第17号(第16条関係)

居宅介護(介護予防)サービス計画作成依頼(変更)届

(宛先)伊勢市長

次のとおり届け出ます。

区 分	<input type="checkbox"/> 新規	届 出 年月日	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 変更(変更年月日: 年 月 日)		
	<input type="checkbox"/> 終了(終了年月日: 年 月 日)		

届 出 人	氏 名	被保険者 との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> その他()
	住 所	〒 _____ 電話番号 _____	

被 保 険 者	被保険者番号	個人 番号	生 年 月 日	性別
	氏 名	フリガナ	年 月 日	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女

居宅介護(介護予防)サービス計画の作成を依頼する居宅介護(介護予防)支援事業者

事 業 者	事業所名	居宅介護(介護予防)支援事業者 の事業所番号
	所在地	〒 _____ 電話番号 _____
	事業者を 変更する場合 その事由	
	小規模多機能型居宅介護(予防 を含む)の利用開始月における 居宅サービス等の利用の有無	<input type="checkbox"/> 1 利用なし <input type="checkbox"/> 2 利用あり (利用したサービス:)

私は、上記居宅介護(介護予防)事業者に対して、介護保険負担割合証に記載する利用者負担の割合を、伊勢市が情報提供することに同意します。

本人署名 _____ (印)

- (注) 1 この届書は、居宅介護(介護予防)サービス計画の作成を依頼する事業者が決まり次第提出してください。
2 居宅介護(介護予防)サービス計画の作成を依頼する事業者を変更するときは、変更年月日を記入して、この届書を提出してください。
3 この届書の提出がない場合、サービスに係る費用をいったん全額負担していただくことがあります。
4 介護保険被保険者証を添付してください。

様式第23号の4を次のように改める。

高額医療合算介護サービス費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書

申請対象年度	年度	申請区分	1 新規	2 変更	3 取下げ	(保険者等記入欄)	支給申請書整理番号			
フリガナ	氏名		生年月日	年 月 日生	性別	男・女	個人番号	年月～年月		
国民健康保険資格情報										
保険者番号	被保険者証記号	被保険者証番号	続柄	保険者名称		加入期間				
			1 世帯主 2 擬制世帯主 3 世帯員			年 月 日から 年 月 日まで				
後期高齢者医療資格情報										
保険者番号	被保険者番号		広域連合名称			加入期間				
						年 月 日から 年 月 日まで				
介護保険資格情報										
保険者番号	被保険者番号		保険者名称			加入期間				
						年 月 日から 年 月 日まで				
支給方法	口座管理番号	振込口座記入欄	銀行 信用金庫 信用組合 農協・信漁連	金融機関コード	本店 支店 出張所	店舗コード	種目	口座番号	フリガナ	振込先口座管理番号
口座振込							1 普通 2 当座 4 貯蓄		口座名義人	
保 険 者 加 入 歴	保険者名		加入期間		添付の自己負担額証明書整理番号		備考欄			
	1		年 月 日から 年 月 日まで							
	2		年 月 日から 年 月 日まで							
	3		年 月 日から 年 月 日まで							
	4		年 月 日から 年 月 日まで							
	5		年 月 日から 年 月 日まで							

(宛先)伊勢市長 年 月 日 郵便番号 〒 住所 _____

1 上記対象者について、高額介護合算療養費(高額医療合算介護(予防)サービス費)の支給を申請します。

2 上記対象者について、自己負担額証明書の交付を申請します。

なお、支給に関わる関係機関に対し、関連する情報の提供・収集をすることに同意します。

※自己負担額証明書の交付申請を行う場合、1・2のいずれも丸で囲んでください。

申請者(被保険者) 氏名 ① _____ 電話番号 _____

高額介護合算療養費(高額医療合算介護(予防)サービス費)の支給申請を行う場合、1のみを丸で囲んでください。

委任状

私は、 _____ を代理人と定め、この高額介護合算療養費支給申請兼自己負担額証明書交付申請により受ける高額介護合算療養費給付に関する一切の権限を委任します。

(宛先) 伊勢市長 年 月 _____ 氏名 ① _____

被保険者 住所 _____

窓 口 確 認 欄				
受付	申請者(本人・代理人)	備考	保険料充当	入力日確認
	各種免許証() 個人番号カード・保険証 その他() 未			/

	人中		人目
	枚中		枚目
確 認 欄			
確認	入力・修正	市町 受付印	

ご記入上の注意事項等

1 高額介護合算療養費等支給申請について

- (1) 医療保険の自己負担額と介護保険の自己負担額を合計した結果、一定の限度額を超えた場合に、その超えた額が高額介護合算療養費(高額医療合算介護(予防)サービス費)として支給されます。
- (2) 各資格情報欄については、申請対象年度末日(記載年の7月末日)に加入する医療保険(介護保険)の資格情報を記載してください。
- (3) 国民健康保険資格情報の続柄欄、「2 擬制世帯主」とは世帯員が国保の被保険者であるが、世帯主は国保の加入者ではない場合を指します。
- (4) 計算期間の始期及び終期の間加入する医療保険(介護保険)に変更があった場合、保険者加入暦欄に以前に加入していた医療保険(介護保険)の保険者名称(広域連合名称)と加入期間を記載し、また同保険者(広域連合)加入時の自己負担額証明書を添付する場合には同証明書整理番号を記載してください。添付する同証明書がない場合には、「添付なし」と記載してください。
なお、申請対象年度末日に加入している医療保険(介護保険)については、当該保険者加入暦欄への記載は不要です。
- (5) 複数名の支給額の同一口座への振込を希望する場合、該当者の振込口座記載欄(金融機関名から口座名義人まで)は記載せず、振込先口座管理番号欄に希望振込先口座の口座管理番号を記載してください。
例) 口座管理番号2の被保険者への支給額を、口座管理番号1の被保険者の口座へ振り込んでほしい場合、口座管理番号2の被保険者の振込口座記載欄は記載せず、振込先口座管理番号欄に1と記載する。
- (6) 備考欄には、以下の内容を記載してください。
 - ①国民健康保険、後期高齢者医療の被保険者
・当該医療保険者(広域連合)の所在地、及び同医療保険者における計算期間内の受診歴(以前に加入していた医療保険者における受診歴は記載する必要はありません。)
 - ②健保組合等被用者保険の被保険者で介護保険の被保険者
・健保組合等被用者保険の名称、所在地、及び同保険者における計算期間内の受診歴
 - ③死亡・海外移住・生保適用等により計算期間の途中で被保険者資格を喪失した者(介護保険適用除外施設入所・他保険者への転出による資格喪失者を除く。)
・被保険者資格を喪失した年月日、被保険者資格を喪失した事由
- (7) 国民健康保険における高額介護合算療養費は、世帯主・世帯員の支給合計額が世帯主(擬制世帯主)の口座に振り込まれることとなりますので、ご注意ください。
- (8) 2名を超える対象者を記載する場合等、複数枚に渡ることがわかるよう、右下の頁欄に全体の枚数と何枚目かを記載してください。
- (9) 介護保険被保険者証が交付されていない介護保険被保険者については、介護保険情報(保険者番号、被保険者番号、保険者の名称、加入期間)の記載は不要です。
- (10) 介護保険で給付制限を受けており、自己負担が3割となっている方については、その給付制限期間中は自己負担額が零として計算されることとなり、高額医療合算介護(予防)サービス費の支給ができない場合があります。

2 自己負担額証明書交付申請について

- (1) 自己負担額証明書の交付を申請する場合、必ず同じ市町村の保険者番号を記載してください(2以上の市町村の保険者番号を記載しないでください)。
- (2) 各医療保険(介護保険)資格情報ごとに、複数保険者分の自己負担額証明書が必要である場合、それぞれの保険者へ申請する必要があります。

保険者記入上の注意事項

- 1 複数枚に渡る支給申請の受付時において、右上の支給申請書整理番号には提出者単位で同一の番号を記載すること。
- 2 支給申請書整理番号は以下の番号体系とすること。
「GY(申請対象年度和暦、平成の場合、Gは“4”)+保険者番号8桁(介護保険者の場合、先頭2桁を“99”とする)+保険者が付する通し番号6桁」(計17桁)
なお、保険者が付する通し番号は、申請対象年度ごとに申請受付順に1から付番すること。
- 3 保険者加入暦に介護保険(総合事業)自己負担額証明書の情報(保険者名、加入期間、添付の自己負担額証明書整理番号)が記載されている場合、介護保険者においてのみ使用するため、医療保険者は、システムへの登録を行わないこと。
なお、介護保険(総合事業)自己負担額証明書整理番号の番号体系については、以下のとおり。
「証明対象年度西暦(4桁)+“98”+保険者番号(6桁)+保険者が付する通し番号(8桁)」

様式第23号の5を次のように改める。

〒 ー

様

伊勢市介護保険（保険給付） 自己負担額証明書

下記のとおり証明いたします。

フリガナ							
氏名							
生年月日				性別		証明対象年度	
自己負担額証明書整理番号							
保険者番号			被保険者番号				
対象となる計算期間			年 月 日 ~		年 月 日		
計算期間において被保険者であった期間			年 月 日 ~		年 月 日		
サービス提供年月	自己負担額			うち70歳から74歳までの者に係る自己負担額		摘要	
年 8月分							
9月分							
10月分							
11月分							
12月分							
年 1月分							
2月分							
3月分							
4月分							
5月分							
6月分							
7月分							
計							
年 月 日							
						伊勢市長	印

【保険者連絡用】

(問い合わせ先)

(計算結果送付先)

様式第23号の5の次に次の1様式を加える。

〒 ー

様

伊勢市介護保険（総合事業） 自己負担額証明書

下記のとおり証明いたします。

フリガナ			
氏名			
生年月日		性別	
自己負担額証明書整理番号			
保険者番号		被保険者番号	
対象となる計算期間	年 月 日 ~		年 月 日
計算期間において被保険者であった期間	年 月 日 ~		年 月 日
サービス提供年月	自己負担額	うち70歳から74歳までの者に係る自己負担額	摘要
年 8月分			
9月分			
10月分			
11月分			
12月分			
年 1月分			
2月分			
3月分			
4月分			
5月分			
6月分			
7月分			
計			
年 月 日			
伊勢市長			印

【保険者連絡用】

(問い合わせ先)

(計算結果送付先)

【医療保険者向け連絡事項】

- ・この証明書は、高額医療合算介護予防サービス費相当の支給額計算を行うため使用するものであるため、計算基準日時点の介護保険者に原本を提供してください。
- ・当該証明書記載の自己負担額は、医療保険者が行う支給額計算に含めないでください。

様式第30号を次のように改める。

(表面)

様式第 30 号 (第 27 条関係)

介護保険負担限度額認定申請書

年 月 日

(宛先) 伊勢市長

次のとおり関係書類を添えて、食費・居住費(滞在費)に係る負担限度額認定を申請します。

フリガナ		被保険者番号	
被保険者氏名	㊦	個人番号	
		性別	男・女
生年月日	年 月 日		
住所	電話番号 — —		
入所(院)した介護保険施設の所在地及び名称 (※)	電話番号 — —		
入所(院)年月日 (※)	年 月 日	(※) 介護保険施設に入所(院)していない場合及びショートステイを利用している場合は、記入不要です。	

配偶者の有無	有 ・ 無	左記において「無」の場合は、以下の「配偶者に関する事項」については、記入不要です。
配偶者に関する事項	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
	住所	
	本年1月1日現在の住所(現住所と異なる場合)	
課税状況	市町村民税 課税 ・ 非課税	

収入等に関する申告	<input type="checkbox"/>	生活保護受給者又は市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者	受給している全ての年金の保険者に○をして下さい。 日本年金機構 地方公務員共済 国家公務員共済 私学共済			
	<input type="checkbox"/>	市町村民税世帯非課税者であって課税年金収入額と合計所得金額と【遺族年金※・障害年金】収入額の合計額が年額 80 万円以下です。(受給している年金に○をしてください。) ※寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金及び遺児年金を含みます。以下同じ。				
預貯金等に関する申告	<input type="checkbox"/>	市町村民税世帯非課税者であって課税年金収入額と合計所得金額と【遺族年金・障害年金】収入額の合計額が年額 80 万円を超えます。(受給している年金に○をしてください。)				
	<input type="checkbox"/>	預貯金、有価証券等の金額の合計が 1,000 万円(夫婦は合計 2,000 万円)以下です。 ※預貯金、有価証券に係る通帳等の写しは別添のとおり				
	預貯金額	円	有価証券(評価概算額)	円	その他(現金・負債を含む。)※内容を記入してください。	円

申請者が被保険者本人の場合には、下記について記入は不要です。

申請者氏名	電話番号(自宅・勤務先) — —
申請者住所	本人との関係

注意事項

- この申請書における「配偶者」については、世帯分離している配偶者又は内縁関係の者を含みます。
- 預貯金等については、同じ種類の預貯金等を複数保有している場合は、その全てを記入し、通帳等の写しを添付してください。
- 書き切れない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第 22 条第 1 項の規定に基づき、支給された額及び最大 2 倍の加算金を返還していただくことがあります。

(裏面)

同 意 書

(宛先) 伊勢市長

介護保険負担限度額認定のために必要があるときは、官公署、年金保険者又は銀行、信託会社その他の関係機関（以下「銀行等」という。）に私及び配偶者（内縁関係の者を含む。以下同じ。）の課税状況及び保有する預貯金並びに有価証券等の残高について、報告を求めることに同意します。

また、伊勢市長の報告要求に対し、銀行等が報告することについて、私及び私の配偶者が同意している旨を銀行等に伝えて構いません。

年 月 日

〈本人〉

住所 _____

氏名 _____ (印)

〈配偶者〉

住所 _____

氏名 _____ (印)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第22条第1項の改正規定、第22条の3第1項の改正規定及び同条第2項の改正規定（「省令第83条の4の4第2項」の次に「（省令第97条の2の4において準用する場合を含む。）」を加える部分に限る。）並びに様式第17号及び様式第30号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の伊勢市介護保険規則に定める様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市職員の妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等
に関する規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 36 号

伊勢市職員の妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、人事行政の公正の確保、職員の利益の保護及び職員の能率の発揮を目的として、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止のための措置及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントが生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」とは、職場における次に掲げるものをいう。

- (1) 職員に対する次に掲げる事由に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。
 - ア 妊娠したこと。
 - イ 出産したこと。
 - ウ 妊娠又は出産に起因する症状により勤務することができないこと若しくはできなかったこと又は能率が低下したこと。
- (2) 職員に対する次に掲げる妊娠又は出産に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。
 - ア 労働基準法（昭和22年法律第49号）第64条の3第1項の規定により妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせないこと。
 - イ 労働基準法第66条第2項又は第3項の規定により正規の勤務時間等以外の時間における勤務（以下「時間外勤務」という。）又は深夜勤務をさせないこと。
 - ウ 伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成17年伊

- 勢市規則第20号。以下「勤務時間規則」という。)第17条第1項第21号の規定による保健指導又は健康診査を受けるため勤務しないこと。
- エ 労働基準法第65条第3項の規定により他の軽易な業務に就かせること。
- オ 勤務時間規則第17条第1項第6号の規定による正規の勤務時間等の始め又は終わりにおいて勤務しないこと。
- カ 勤務時間規則第17条第1項第7号の規定による8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である場合の休暇
- キ 勤務時間規則第17条第1項第8号の規定による出産した場合の休暇
- ク 勤務時間規則第17条第1項第9号の規定による保育のために必要と認められる授乳等を行う場合の休暇
- ケ 勤務時間規則第17条第1項第10号の規定による妻の出産に伴う休暇
- コ アからケまでに掲げるもののほか、任命権者の定める妊娠又は出産に関する制度又は措置
- (3) 職員に対する次に掲げる育児に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。
- ア 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項に規定する育児休業
- イ 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務
- ウ 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業
- エ 伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年伊勢市条例第28号。以下「勤務時間条例」という。)第8条の3第1項の規定により深夜勤務をさせないこと。
- オ 勤務時間条例第8条の3第2項の規定により時間外勤務をさせないこと。

いこと。

カ 勤務時間規則第17条第1項第11号の規定による子の養育のための
休暇

キ 勤務時間規則第17条第12項第12号の規定による子の看護のための
休暇

ク アからキまでに掲げるもののほか、任命権者の定める育児に関する
制度又は措置

(4) 職員に対する次に掲げる介護に関する制度又は措置の利用に関する
言動により当該職員の勤務環境が害されること。

ア 勤務時間条例第15条第1項に規定する介護休暇

イ 勤務時間条例第15条の2第1項に規定する介護時間

ウ 勤務時間条例第8条の3第4項において準用する同条第1項の規
定により深夜勤務をさせないこと。

エ 勤務時間条例第8条の3第4項において準用する同条第2項の規
定により時間外勤務をさせないこと。

オ 勤務時間規則第17条第1項第13号の規定による要介護者の世話
を行うための休暇

カ アからオまでに掲げるもののほか、任命権者の定める介護に関する
制度又は措置

(市長等の責務)

第3条 市長は、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止
及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントが生じた場合の対
応（以下「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等」
という。）に関する施策についての企画立案を行うとともに、任命権者
が妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等のために実
施する措置に関する調整、指導及び助言に当たらなければならない。

(任命権者の責務)

第4条 任命権者は、職員がその能率を十分に発揮できるような勤務環境を確保するため、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止に関し、必要な措置を講ずるとともに、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントが生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。この場合において、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントが生じた場合の職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けることがないようにしなければならない。

(職員の責務)

第5条 職員は、次条第1項の指針の定めるところに従い、自らの言動により、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントを生じさせないように注意しなければならない。

2 所属長は、良好な勤務環境を確保するため、日常の執務を通じた指導等により妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止に努めるとともに、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントが生じた場合には、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(職員に対する指針)

第6条 市長は、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントを生じさせないために職員が認識すべき事項及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントが生じた場合において職員に望まれる事項について、指針を定めるものとする。

2 任命権者は、職員に対し、前項の指針の周知徹底を図らなければならない。

(研修等)

第7条 任命権者は、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等を図るため、職員に対し、必要な研修等を実施しなければならない。

2 任命権者は、新たに職員となった者に対し、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに関する基本的な事項について理解させるため、及び新たに所属長となった職員に対し、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関しその求められる役割について理解させるために、研修を実施するものとする。

(苦情相談への対応)

第8条 任命権者は、別に定めるところにより、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）が職員からなされた場合に対応するため、苦情相談を受ける職員（以下「相談員」という。）を配置し、相談員が苦情相談を受ける日時及び場所を指定する等必要な体制を整備しなければならない。この場合において、任命権者は、苦情相談を受ける体制を職員に対して明示するものとする。

2 相談員は、苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当該苦情相談に係る当事者に対する助言等により、当該問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。この場合において、相談員は、市長が苦情相談への対応について定める指針に十分留意しなければならない。

3 職員は、相談員に対して苦情相談を行うほか、任命権者に対しても苦情相談を行うことができる。この場合において、任命権者は、苦情相談を行った職員等から事情の聴取を行う等の必要な調査を行い、当該職員等に対して指導、助言及び必要な斡旋等を行うものとする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

伊勢市職員のセクシュアル・ハラスメント等の防止等に関する規則をこ

こに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第37号

伊勢市職員のセクシュアル・ハラスメント等の防止等に関する規則
(趣旨)

第1条 この規則は、人事行政の公正の確保、職員の利益の保護及び職員の能率の発揮を目的として、セクシュアル・ハラスメント等の防止及び排除のための措置並びにセクシュアル・ハラスメント等に起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動（性別により役割を分担すべきとする意識又は性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動を含む。）をいう。
- (2) パワー・ハラスメント 職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的又は身体的苦痛を与える言動をいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント等 セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントをいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント等に起因する問題 セクシュアル・ハラスメント等のため職員の勤務環境が害されること及びセクシュアル・ハラスメント等への対応に起因して職員がその勤務条件につき不利益を受けることをいう。

(市長等の責務)

第3条 市長は、セクシュアル・ハラスメント等の防止等に関する施策についての企画立案を行うとともに、任命権者がセクシュアル・ハラスメ

ント等の防止等のために実施する措置に関する調整、指導及び助言に当たらなければならない。

(任命権者の責務)

第4条 任命権者は、職員がその能率を十分に発揮できるような勤務環境を確保するため、セクシュアル・ハラスメント等の防止及び排除に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメント等に起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。この場合において、セクシュアル・ハラスメント等に対する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他セクシュアル・ハラスメント等に対する職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けることがないように配慮しなければならない。

(職員の責務)

第5条 職員は、次条第1項の指針に定めるところに従い、セクシュアル・ハラスメント等をしないように注意しなければならない。

2 所属長は、良好な勤務環境を確保するため、日常の執務を通じた指導等によりセクシュアル・ハラスメント等の防止及び排除に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメント等に起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に処理しなければならない。

(職員に対する指針)

第6条 市長は、セクシュアル・ハラスメント等をしないようにするために職員が認識すべき事項及びセクシュアル・ハラスメント等に起因する問題が生じた場合において職員に望まれる対応等について、指針を定めるものとする。

2 任命権者は、職員に対し、前項の指針の周知徹底を図らなければならない。

(研修等)

第7条 任命権者は、セクシュアル・ハラスメント等の防止を図るため、職員に対し、必要な研修等を実施しなければならない。

2 任命権者は、新たに職員となった者に対し、セクシュアル・ハラスメント等に関する基本的な事項について理解させるため、及び新たに所属長となった職員に対しセクシュアル・ハラスメント等の防止等に関しその求められる役割について理解させるため、研修を実施するものとする。

(苦情相談への対応)

第8条 任命権者は、セクシュアル・ハラスメント等に関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）が職員からなされた場合に対応するため、苦情相談を受ける職員（以下「相談員」という。）を配置し、相談員が苦情を受ける日時及び場所を指定する等必要な体制を整備しなければならない。この場合において、任命権者は、苦情相談を受ける体制を職員に対して明示するものとする。

2 相談員は、苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当該苦情相談に係る当事者に対する助言等により、当該問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。この場合において、相談員は、市長が苦情相談への対応について定める指針に十分留意しなければならない。

3 職員は、相談員に対して苦情相談を行うほか、任命権者に対しても苦情相談を行うことができる。この場合において、任命権者は、苦情相談を行った職員等から事情の聴取を行う等の必要な調査を行い、当該職員等に対して、指導、助言及び必要な斡旋等を行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則の廃止)

2 セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則（平成17年伊勢市

日規則第23号) は、廃止する。

伊勢市特別保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をこ

こに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 38 号

伊勢市特別保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則
伊勢市特別保育の実施に関する条例施行規則(平成 27 年伊勢市規則第 20
号)の一部を次のように改正する。

様式第 1 号を次のように改める。

特別保育(延長・休日・一時)利用申込書

年 月 日

(宛先) 伊勢市長

〒 _____

住 所 伊勢市 _____

保護者氏名 _____ (注) 自署でない場合は、記名押印してください。

連絡先 _____ (続柄 _____)

フリガナ		生年月日	年齢※
児童氏名		年 月 日	歳
在園施設名(延長・休日保育申込者のみ記入)		※延長・休日保育利用の場合は、4月1日現在の年齢を記入 一時保育は、利用月の1日現在の年齢を記入	

【A型延長保育】

利用期間	年 月 日から	年 月 日まで
------	---------	---------

【B型延長保育】

<input type="checkbox"/> 保育所きらら館 午後6時から午後7時まで	<input type="checkbox"/> 大世古保育所 午後6時15分から午後7時15分まで
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで
※市記入欄	

【休日保育】

休日保育を必要とする理由(具体的に)	
利用期間等	年 月 日から 年 月 日まで
<input type="checkbox"/> 毎・第 _____ 日曜 <input type="checkbox"/> 祝日 <input type="checkbox"/> 不定期 (_____ 時 分から _____ 時 分まで)	

【一時保育】

利用施設	保育を必要とする理由(具体的に)
<input type="checkbox"/> 保育所きらら館	<input type="checkbox"/> 就労等のため
<input type="checkbox"/> 保育所ゆりかご園	<input type="checkbox"/> 緊急のため(_____)
<input type="checkbox"/> しごうこども園	<input type="checkbox"/> リフレッシュ等のため(_____)
利用日 (_____ 年 _____ 月利用分)	
全日 _____	(給食 有・無)
半日(午前) _____	(給食 有・無)
(午後) _____	
	計 _____ 日間
※市記入欄	

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第10条関係）

年 月 日

特別保育（B型延長保育・一時保育）利用解除申出書

（宛先）伊勢市長

保護者 住 所
氏 名

（注）自署でない場合は、記名押印してください。

連絡先

次のとおり特別保育（B型延長保育・一時保育）の利用の解除を申し出ます。

特別保育の種類	<input type="checkbox"/> B型延長保育 <input type="checkbox"/> 一時保育
解除する特別保育の利用日時	
児 童 氏 名	
施 設 の 名 称	
解 除 の 理 由	

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市ふるさと未来づくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 39 号

伊勢市ふるさと未来づくり条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市ふるさと未来づくり条例施行規則(平成 27 年伊勢市規則第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条に次の 1 号を加える。

- (3) 臨時特例分の交付を受けた場合にあっては、臨時特例分に係る事業の完了を確認できる書類

第 11 条第 2 項中「経費」の次に「(臨時特例分に係る事業に要する経費を除く。)」を加える。

第 13 条第 3 項第 2 号中「変更しようする」を「変更しようとする」に改める。

別表活動事業費の項資金の額の欄第 1 号中「(事務運営費)」を「(第 3 号に規定する事業に係るもの並びに事務運営費)」に改め、同欄第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 臨時特例分 平成 29 年度から平成 31 年度までの間において、まちづくり協議会が実施する事業のうち、地域の防災機能強化に資する事業その他当該地域において特に実施することが必要であると市長が認める事業に要する経費の額とする。ただし、60 万円を上限とする。

別表備考第 4 項中「経費」の次に「(臨時特例分に係る事業に要する経費を除く。)」を加える。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

（宛先）伊勢市長

所在地

協議会名

代表者氏名

㊟

まちづくり協議会認定申請書

まちづくり協議会として認定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

添付書類

- (1) 規約
- (2) 役員名簿
- (3) 直近において作成された事業計画書
- (4) 直近において作成された収支予算書
- (5) 直近において作成された収支決算書

様式第3号から様式第8号までを次のように改める。

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

（宛先）伊勢市長

所在地

協議会名

代表者氏名



まちづくり協議会届出事項変更届

伊勢市ふるさと未来づくり条例第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

項 目	変 更 前	変 更 後
名 称		
事務所の所在地		
代表者の氏名		
規 約		
役 員 の 氏 名		

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

（宛先）伊勢市長

所在地

協議会名

代表者氏名

㊟

地区まちづくり計画策定（変更・廃止）報告書

地区まちづくり計画を策定（変更・廃止）したので、伊勢市ふるさと未来づくり条例第10条第3項（第10条第4項において準用する同条第3項）の規定により、次のとおり報告します。

1 地区まちづくり計画 別添のとおり

2 策定（変更・廃止）年月日 年 月 日

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）伊勢市長

所在地
協議会名
代表者氏名



ふるさと未来づくり資金交付申請書

年度ふるさと未来づくり資金について、次のとおり交付されるよう伊勢市ふるさと未来づくり条例施行規則第7条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円

（内訳）

事務運営費	円
活動事業費（基本額）	円
活動事業費（世帯割額）	円
活動事業費（臨時特例分）	円
市の広報紙の配布協力金	円
市が実施する廃棄物の減量等に関する啓発事業等に係る協力金	円
活動事業の内容等	
備考	

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 当該事務所の賃貸借契約書の写し（事務所を賃借している場合）

第 号
年 月 日

様

伊勢市長 印

ふるさと未来づくり資金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったふるさと未来づくり資金について、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1 交付決定額 円

（内訳）

事務運営費	円
活動事業費（基本額）	円
活動事業費（世帯割額）	円
活動事業費（臨時特例分）	円
市の広報紙の配布協力金	円
市が実施する廃棄物の減量等に関する啓発事業等に係る協力金	円

2 交付の条件

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

（宛先）伊勢市長

所在地

協議会名

代表者氏名

㊟

ふるさと未来づくり資金交付請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた
年度ふるさと未来づくり資金について、次のとおり請求します。

1 交付決定額 円

2 請求額 円

3 振込先

金融機関名	
預金種別	
口座番号	
（ふりがな） 口座名義人	

様式第8号（第10条関係）

年 月 日

（宛先）伊勢市長

所在地

協議会名

代表者氏名

㊟

ふるさと未来づくり資金事業実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた
年度ふるさと未来づくり資金の事業の実績を、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 交付決定額 円

（内訳）

事務運営費	円
活動事業費（基本額・世帯割）	円
活動事業費（臨時特例分）	円
広報紙配布等協力金	円

2 事業の実績

事務運営費	
活動事業費、地区まちづくり計画に基づく事業内容等（事業名、事業内容、進捗状況等）	
広報紙配布等協力金	

3 添付資料

- (1) 当該年度の事業報告書
- (2) 当該年度の収支決算書
- (3) 臨時特例分に係る事業の完了を確認できる書類（臨時特例分の交付を受けた場合）

様式第10号を次のように改める。

年 月 日

（宛先）伊勢市長

所在地

協議会名

代表者氏名

㊟

活動事業基金積立計画承認申請書

年度において実施を予定している事業に要する経費に充てるため、活動事業費の一部を基金として積み立てたいので、次のとおり申請します。

事業名	
目的	
事業内容	
実施予定年度	
事業予定額	円
基金積立予定額	円
基金積立計画	(年度) 円
	(年度) 円
	(年度) 円
	(年度) 円
	(年度) 円
基金処分予定年度	
備考	

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 40 号

伊勢市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

伊勢市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則（平成 18 年規則第 64 号）の一部を次のように改める。

本則の表常時介護を要する状態の項中「10 万 4,950 円」を「10 万 5,130 円」に、「5 万 7,030 円」を「5 万 7,110 円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「5 万 2,480 円」を「5 万 2,570 円」に、「2 万 8,520 円」を「2 万 8,560 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の伊勢市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則の規定は、平成 29 年 4 月 1 日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

伊勢市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第41号

伊勢市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則（平成27年伊勢市規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2Bの項中「(1,500)」を「(0)」に、同表3Aの項中「6,200」を「3,000」に改める。

別表第2の3の項中「(2,500)」を「(0)」に、「(2,000)」を「(0)」

に改め、同表7Bの項中

10,500	8,900	10,300	8,800
(0)	(0)	(0)	(0)

を

9,000	6,000	8,800	5,900
(0)	(0)	(0)	(0)

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の伊勢市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育、同法第28条第1項第2号に規

定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育、同法第29条第1項に規定する特定地域型保育、同法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育及び同項第3号に規定する特定利用地域型保育（以下「特定教育・保育等」という。）について適用し、同日前に行われた特定教育・保育等については、なお従前の例による。

伊勢市会計規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第42号

伊勢市会計規則等の一部を改正する規則

(伊勢市会計規則の一部改正)

第1条 伊勢市会計規則(平成17年伊勢市規則第42号)の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「第56条第4項」を「第56条第3項」に改める。

(伊勢市児童手当事務取扱規則の一部改正)

第2条 伊勢市児童手当事務取扱規則(平成26年伊勢市規則第8号)の一部を次のように改正する。

様式第11号中「第56条第3項」を「第56条第2項」に、「第56条第8項若しくは第9項」を「第56条第7項若しくは第8項」に改める。

(伊勢市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 伊勢市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則(平成27年伊勢市規則第21号)の一部を次のように改正する。

別表第1備考5中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。